

# 修学資金返還明細書

次の理由が生じた場合には、その理由の生じた日の属する月の翌日から起算して貸与を受けた期間に相当する期間内に一括又は月賦払等により返還しなければならない（修学資金返還明細書のみ提出）

1. 修学資金の貸与が取り消されたとき。
2. 卒業後、1年以内に看護師等の免許を取得（登録）しなかったとき。
3. 免許取得後（登録後）、直ちに免除対象施設において看護業務に従事しなかったとき。
4. 養成施設を卒業した後、看護業務以外の理由により死亡したとき、又は免除対象施設において看護業務に従事しなくなったとき。